

ハラスメント断固拒否！

グループホームあうん

グループホーム内におけるハラスメントは、従業員とご利用者の尊厳を傷つけます。ご利用者から従業員へのハラスメントがあれば、従業員は能力を発揮できず、サービスの質が低下します。従業員からご利用者へのハラスメントがあれば、安心な暮らしは実現せず、ホームの存在意義はなくなります。私たちは、従業員およびご利用者ともに、下記のハラスメントを断固拒否します。

パワハラ



ホーム内で業務の範囲を超えた要求・暴言などにより、人間関係を害する行為。

- ①・身体的な攻撃
- ②・精神的攻撃
- ③・人間関係からの切り離し
- ④・過大な要求
- ⑤・過小な要求
- ⑥・個の侵害

セクハラ



性的な言動により不快な思いをさせたり、不利益を与えたりする行為。

- ・性的な冗談、からかい、質問
- ・わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ・性的な噂の流布
- ・身体への不必要な接触
- ・交際、性的な関係の強要

妊娠・出産・育児休業・介護休業等ハラスメント



従業員の妊娠・出産や育児休業等の利用に関する苦言による就業環境を害する行為。

- ・制度利用に関して解雇その他不利益な取扱を示唆、制度利用を阻害すること
- ・制度利用を理由とした嫌がらせ
- ・妊娠・出産等を理由とした嫌がらせ等

★「ホーム内」とは、グループホーム内ではありません。

勤務時間外やホーム以外の場面であっても、実質上、職務の延長と考えられるものは「ホーム内」として定義します。

★この方針の対象となる「従業員」とは、当社で働いているすべてのスタッフです。

★セクシュアルハラスメントについては、異性に対する行為だけでなく同性に対する行為も対象となります。また、被害者の性的指向又は性自認にかかわらず、性的な言動であればセクシュアルハラスメントに該当します。

★妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動（不妊治療に対するものを含む）は、妊娠等ハラスメントの発生の原因や背景となることがあり、また、性別役割分担意識に基づく言動は、セクシュアルハラスメントの発生の原因や背景となることがあります。このような言動を行わないよう注意しましょう。

★ハラスメントについては、関係者全員が、断固拒否する姿勢が求められます。

取引先や顧客等からハラスメント行為を受けた場合もご相談ください。

★取引先の方、就職活動中の学生等の求職者、インターシップを行っている者など、自社労働者以外の者へのハラスメントも当然許されません。

- ・従業員がハラスメントを行った場合は、懲戒処分されることがあります。
- ・ご利用者がハラスメントを行った場合は、契約終了されることがあります。

その場合、次の要素を総合的に判断し、処分を決定します。

- ①行為の具体的態様（時間・場所・内容・程度）
- ②当事者同士の関係
- ③被害者の対応（告訴等）・心情等

ハラスメント被害に遭っている方は、今すぐ報告・相談してください！

●グループホームあうん管理者の連絡先（当社の相談窓口）



管理者 小磯尚義

TEL:070-8340-8887

Email:koiso@aun-c.com

★実際に生じている場合だけでなく、生じる可能性がある場合や放置すればホーム内の環境が悪化するおそれがある場合、上記ハラスメントに当たるか微妙な場合も含め、広く相談に対応いたします。

★相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮のための措置や行為者に対する措置を講じます。また、再発防止策を講じる等適切に対処します。



ハラスメントは放置すると悪化していく可能性があります。早めに相談して下さい。また、気持ちよく働くためにも、日頃から連絡ノート、KPTシートの活用などを通して、業務に携わる社員同士のコミュニケーションを図ることを大切にしましょう。